

サーキュラーエコノミー推進事業 大規模展示会出展支援

出展者募集要領

1 出展支援内容

エコプロ2024及びサーキュラー・エコノミーEXPOにおいて、公益財団法人埼玉県産業振興公社は「サーキュラーエコノミー推進センター埼玉特設エリア」を設置し、共同出展に係る出展料及びブース装飾経費の一部を補助する。

これにより、サーキュラーエコノミーに取り組む県内企業が、効果的なPRを展開し、普及啓発、販路拡大につながるビジネスマッチングの機会を得られるよう支援する。

2 出展支援対象展示会概要

(1) 名 称

- ①エコプロ
- ②サーキュラー・エコノミーEXPO

(2) 会 期

- ①令和6年12月4日（水）～12月6日（金）の3日間
- ②令和7年2月19日（水）～2月21日（金）の3日間

(3) 会 場

東京ビッグサイト（東京都江東区有明3-11-1）

(4) 主 催

- ①日本経済新聞社 他
- ②RX Japan 株式会社

3 募集対象

以下の要件全てを満たす企業とする。

- 埼玉県内に本社または拠点等を有する企業、または埼玉県内においてサーキュラーエコノミーに資する取組を行っていること（拠点を有する場合は拠点情報が自社HPに掲載されていること）
- 展示内容がサーキュラーエコノミー関連の製品・技術・サービスであること
- 会期中常時、担当者（来場者からの質問、製品説明、商談等に対応可能）を配置すること
- 責任を持って搬入出を行い、出展製品等を管理すること
- 埼玉県産業振興公社及び展示会主催者の指示に従い、出展に必要な準備等をすること
- ブース仕様や費用負担など、共同出展による制約について了承すること
- 出展後のアンケート調査、商談結果・経過調査に協力すること

4 募集定数

- ①、②それぞれ10社

5 共同出展ブース内容

- ・共同出展エリア(①81m²、②72.9m²)を出展者で分割して使用する。
共同出展エリアには、各社の展示スペース(W1980×D495×H900)、共有商談スペース及び共有ストックヤードを設ける。
- ・電源は各社に0.5kWを用意する。インターネット環境は整備しない。
- ・展示会主催者が運営する「出展社検索サイト(Web)」に出展情報を掲載する。

6 出展者の費用負担

- ・出展料は①55,000 円（税込）、②110,000 円（税込）とし、これ以外の出展小間料金及び共通分のブース装飾経費は、埼玉県産業振興公社が負担する。
- ・出展小間料金及び共通分のブース装飾経費以外で出展に伴い必要となる経費（自社独自での追加装飾や備品・電気工事等）、旅費、宿泊費等については、出展者の負担とする。

7 出展者の決定

- ・出展者審査要領に基づき、審査会において応募者の中から出展者を決定する。
- ・審査結果は 9 月初旬までに書面にて通知する。
※審査内容、採否の理由等についての問合せには応じないものとする。
- ※出展決定の通知を受けた後の出展取消・解約は原則として認めないものとし、やむを得ず出展取消・解約を行う場合には費用負担が生じることがあることを了承するものとする。

8 応募方法

(1) 提出書類と提出方法

- 以下の提出書類をメール添付にて提出
- 大規模展示会出展申請書（Excel 指定様式）
- 会社案内資料（PDF 等）
- 展示する技術・製品の参考資料（PDF 等）

(2) 書類提出先（お問合せ先）

サーチュラーエコノミー推進センター埼玉 的場・川口
(公益財団法人埼玉県産業振興公社 新産業振興部 循環経済支援グループ)
電話：048-711-9906 E メール：junkan@saitama-j.or.jp

(3) 応募受付期間

令和 6 年 7 月 8 日（月）～令和 6 年 8 月 9 日（金）

※応募者が募集定数に達しない場合など、状況に応じて追加募集（第 2 次募集）を行う。

9 応募に当たっての留意事項等

- (1) 提出された応募書類は返却しない。
- (2) 提出された応募書類は、採否に係る審査評価及び本事業に係る諸手続き・連絡調整等の目的のみに利用し、
その他の目的に利用しない。
- (3) 出展申請書に記載の個人情報は、埼玉県産業振興公社のプライバシーポリシーに従って取り扱う。
※本事業の円滑な遂行のため、個人情報の全部または一部についての取り扱いを、機密保持契約を締結した業務委託先に預託することがあることをご了承ください。
- (4) 応募内容確認等のため、埼玉県産業振興公社から電話等のヒアリングを依頼する場合がある。
- (5) 出展に当たっては、展示会主催者が定める出展規約を順守する。
- (6) 本展示会におけるアイデアの模倣及び商談等に関するトラブルについて、展示会主催者及び埼玉県産業振興公社は一切の責任を負わない。展示内容に関して、紛争、訴訟、異議申し立て、その他の問題が発生した場合、出展者は自己の責任と費用負担のもとに解決するものとする。
- (7) 天災等の不可抗力により、開催不能であると展示会主催者が判断した場合、展示会を中止することがある。
展示会主催者が中止を決定した場合、出展料及びブース装飾経費（共通分）については、埼玉県産業振興公社が負担するが、これ以外に出展者に生じた出展関連の経費については、展示会主催者及び埼玉県産業振興公社は補償の責を負わず、出展者の負担とする。